平成２５年（フ）第２９６号
静岡県浜松市北区初生町1339番地の８　ア・ラ・モード302、前住所静岡県浜松市北区引佐町金指1580番地の58
破産者　松下　安延
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４１７号
名古屋市守山区森孝東２丁目401番地　黒石東住宅３棟202号
破産者　宮島　　浩
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６０号
愛知県日進市栄２丁目707番地　パールシティー106、従前の住所愛知県日進市藤島町瓶ノ側38番地１
破産者　福和　安治
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７１号
名古屋市昭和区広見町５丁目56番地の１、開始決定時の住所名古屋市昭和区駒方町１丁目７番地
破産者　林　荘太郎
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７２号
名古屋市昭和区広見町５丁目56番地の１、開始決定時の住所名古屋市昭和区駒方町１丁目７番地
破産者　林　　富子
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６３号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字祖母懐６番地の24
破産者　久松　隆宏
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８６号
名古屋市天白区植田東２丁目504番地　ライオンズマンション植田402号
破産者　長谷川泰宏
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０８号
名古屋市南区中江２丁目３番20号　メゾン鶴里405号
破産者　西家　　龍
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３１号
神戸市灘区楠丘町３丁目７番８号、開始決定時の住所神戸市中央区熊内町８丁目13番６号
破産者　清水　　訓
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１７号
広島市西区楠木町３丁目15番22―401号
破産者　合田　裕宣
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１号
徳島県鳴門市里浦町里浦字花面275番地２
破産者　高田　重吉
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
北海道上川郡美瑛町字旭第４
破産者　庄野　尋達
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
札幌市中央区北７条西12丁目11番地１　クラッセ桑園通り302号、破産手続開始決定時の住所釧路市緑ケ岡３丁目１番７号
破産者　山本　祥造
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２４１号
北海道釧路郡釧路町新開４丁目66番地４
破産者　田中工房こと　田中　　実
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１号
青森県むつ市新町38番16号　山口アパート12号室
破産者　工藤　直人
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
青森県八戸市長苗代３丁目３番１号
破産者　田名部幸司
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
横浜市戸塚区戸塚町2034番地１　大坂上マンション116号
破産者　川島惠美子
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６９号
横浜市中区本牧原21番１―106号
破産者　有本　俊一
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部